

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一三四一三六

人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

（趣旨）	改 正 後
第一条 初任給調整手当（第一種初任給調整手当）	（趣旨）

第一条 初任給調整手当の支給については、別に

及び第二種初任給調整手当をいう。第十五条において同じ。)の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(第一種初任給調整手当の支給官職)

第二条 (略)

2 (略)

3 給与法第十条の四第一項第三号に規定する官

職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員の官職のうち科学技術に関する高度な専門的知識を必要とする官職(前項に規定する官職を除く。)で、顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要があり、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるものとす

定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(支給官職)

第二条 (略)

2 (略)

3 給与法第十条の四第一項第三号に規定する官

職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員の官職のうち科学技術に関する高度な専門的知識を必要とする官職(前項に規定する官職を除く。)で、顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要があり、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるものとす

る。

(第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲)

第三条 給与法第十条の四第一項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 前条第一項に規定する官職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十年（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修（第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては

る。

(職員の範囲)

第三条 給与法第十条の四第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 前条第一項に規定する官職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十年（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修（第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては

三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第六条においては「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年（以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二 前条第二項に規定する官職に採用された職員（医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が経過期間内に行われたもの

三 前条第三項に規定する官職に採用された職

三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第六条においては「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年（以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二 前条第二項に規定する官職に採用された職員（医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が経過期間内に行われたもの

三 前条第三項に規定する官職に採用された職

員であつて、初任給の決定の状況を考慮して、その採用が著しく困難であると人事院が認めるもの

第四条 給与法第十条の四第二項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員は、第九条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

第四条 給与法第十条の四第二項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第九条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

一 (略)

二 前号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第二条第一項

二 前号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第二条第一項

員であつて、規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により、その採用の著しく困難な事情を考慮して、あらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、又はあらかじめ人事院の承認を得てその号俸が決定されたもの

に規定する官職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第二項に規定する官職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

第五条 前二条の規定にかかわらず、第一種初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十年に達している職員には、第一種初任給調整手当は支給しない。

(第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額)

第六条 第一種初任給調整手当の支給期間は、第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める

に規定する官職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第二項に規定する官職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

第五条 前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

第六条 初任給調整手当の支給期間は、第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員に

職員にあつては三十五年、同条第三項に規定する官職を占める職員にあつては十年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一に掲げる額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（第十三条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において同準用する場合を含む。第十三条において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められた第五条第一項ただし書の規定により定められた

あつては三十五年、同条第三項に規定する官職を占める職員にあつては十年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一に掲げる額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第二十三条第

その者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第二十二条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（第十三条第一項において「任期付短時間勤務職員」といいう。）にあつてはその額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を除して得た数を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条に規定する職員となつた日までの期間は第四条に規定する職員となつた日までの期間

二項に規定する任期付短時間勤務職員にあつてはその額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職

が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に採用の日又は第四条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

い期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間第一種初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 第一種初任給調整手当を支給されている職員

初任給調整手当を支給されている職員が次の

員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の

所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期

間を経過した日から三年内の職員を除く。）に

対する同表の適用については、採用の日又は第

四条に規定する職員となつた日からその超える

こととなる期間（一年に満たない期間があると

きは、その期間を一年として算定した期間）に

相当する期間初任給調整手当が支給されていた

ものとする。

が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表第一の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲分欄に掲げる期間に算入しない。

一 休職にされた場合 その休職の期間（給与法第二十三条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条第二項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとする。）

各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表第一の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一 休職にされた場合 その休職の期間（給与法第二十三条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条第二項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとし、規則一八一〇（職員の国際機関等への派遣）第十条第一項の職員にあつては、休職の期間に引き続く派遣の期間を含むものとする。）

3 第二条第三項に規定する官職を占める職員の

うち、採用による当該官職の欠員の補充についてその困難の程度等を考慮して人事院が定める職員に支給する第一種初任給調整手当の支給期間及び月額は、第一項前段の規定にかかわらず、同項及び月額は、第一項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する支給期間及び月額を超えない範囲内で人事院が別に定めるところによる。

4 第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により第一種初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて各庁各長（その委任を受けた者を含む。）があらか

3 第二条第三項に規定する官職を占める職員の

うち、採用による当該官職の欠員の補充についてその困難の程度等を考慮して人事院が定める職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、第一項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する支給期間及び月額を超えない範囲内で人事院が別に定めるところによる。

4 第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により第一種初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて各庁各長（その委任を受けた者を含む。）があらか

あらかじめ人事院の承認を得た場合の当該職員に支給する第一種初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めると別に定めるところによる。

第七条 第三条第一号若しくは第二号又は第四条に規定する職員となつた者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に第一種初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第一項の規定による第一種初任給調整手当の支給期間に既に第一種初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間をえた期間が三十五年を超えることとなるものに係る第一種初任給調整手当の支給期間及び

じめ人事院の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めるところによる。

第七条 第三条第一号若しくは第二号又は第四条に規定する職員となつた者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間をえた期間が三十年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定によ

支給額は、同項の規定による支給期間のうち、
その超えることとなる期間に相当する期間第一
種初任給調整手当が支給されていたものとした
場合における期間及び額とする。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
の第一種初任給調整手当の支給期間及び支給
額)

第七条の二 (略)

(第一種初任給調整手当の支給の終了)

第八条 第一種初任給調整手当を支給されている
職員が次に掲げる異動をした場合には、第四条
第二号に掲げる職員となる場合を除き、当該異
動の日から第一種初任給調整手当は支給しな
い。

る支給期間のうち、その超えることとなる期間
に相当する期間初任給調整手当が支給されてい
たものとした場合における期間及び額とする。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
の支給期間及び支給額)

第七条の二 (略)

(支給の終了)

第八条 初任給調整手当を支給されている職員が
次に掲げる異動をした場合には、第四条第二号
に掲げる職員となる場合を除き、当該異動の日
から初任給調整手当は支給しない。

い。

一・二（略）

（第一種初任給調整手当の支給要件の改正の場合の措置）

合の措置

第九条 第二条に規定する官職又は第三条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に第一種初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の第一種初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないことと

一・二（略）

（支給要件の改正の場合の措置）

第九条 第二条に規定する官職又は第三条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないことと

なるものについては、改正の日以降、人事院の定めるところにより、第一種初任給調整手当を支給する。

(第二種初任給調整手当の特定額に関する人事院規則で定める職員及び額)

第十条 給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」）をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事院規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 法第六十条の二第二項に規定する定年前再

任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短

いでは、改正の日以降、人事院の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

(新設)

時間勤務職員」という。) 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、給与法第八条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

二 紹与法附則第八項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、紹与法第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数

を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）

（第二種初任給調整手当の基準額）

第十一條 紿与法第十条の五第一項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事院規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第三に掲げる額とする。

（第二種初任給調整手当の支給期間の終期）

第十二条 紿与法第十条の五第一項の人事院規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となつた日の前日とする。

（新設）

(第二種初任給調整手当の支給額)

第十三条 給与法第十条の五第二項の規定による

第一種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては当該額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法

(新設)

第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつては当該額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第十四条 給与法第十条の五第三項の人事院規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された

(新設)

職員とみなして同条第一項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」といふ。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となつた日から権衡職員特定額が基準額以上となつた日の前日までとする。

3 前条の規定は、第一項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

る。

第
十
五
条

(雜則)

(略)

第
十
条

(雜則)

(略)

別表第一（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2・3 (略)

別表第一（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2・3 (略)

別表第二（第七条の二関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員		3項職員
	2項職員	3項職員	
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 (略)

別表第二（第七条の二関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員		3項職員
	2項職員	3項職員	
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 (略)

別表第二の次に次の
一表を加える。

別表第三（第十一条関係）

職員の在勤する地域	基準額
北海道	円 1,075
青森県	1,029
岩手県	1,031
宮城県	1,038
秋田県	1,031
山形県	1,032
福島県	1,033
茨城県	1,074
栃木県	1,068
群馬県	1,063
埼玉県	1,141
千葉県	1,140
東京都	1,226
神奈川県	1,225
新潟県	1,050
富山県	1,062
石川県	1,054
福井県	1,053
山梨県	1,052
長野県	1,061
岐阜県	1,065
静岡県	1,097
愛知県	1,140
三重県	1,087
滋賀県	1,080
京都府	1,122
大阪府	1,177
兵庫県	1,116
奈良県	1,051
和歌山県	1,045
鳥取県	1,030
島根県	1,033
岡山県	1,047
広島県	1,085
山口県	1,043
徳島県	1,046
香川県	1,036
愛媛県	1,033
高知県	1,023
福岡県	1,057
佐賀県	1,030
長崎県	1,031
熊本県	1,034
大分県	1,035
宮崎県	1,023
鹿児島県	1,026
沖縄県	1,023

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

第二条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（次条において「令和三年改正法」という。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員は、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則九一三四（次条において「改正後の規則」という。）第十条の規定を適用する。

第三条 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第十三条（改正後の規則第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（人事院規則一一三四の一部改正）

第四条 人事院規則一一三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次の

ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）							改正後
人事管理文書の区分							二 紹介
人事管理文書の例							一 紹介
備考 一～五 （略）	三～二十 （略）	規則九一 第六条第四項の 承認に関する文 件	手当 任給調整 書	（略）	（略）	（略）	（略）
		第一種初任給調整 手当の支給期間及 び月額に係る承認 の文書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		文書 当該承認の申請の 年 日以後五	係る特定 れる日に	力が失わ れる日に	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）							改正前
人事管理文書の区分							二 紹介
人事管理文書の例							一 紹介
備考 一～五 （略）	三～二十 （略）	規則九一 第六条第四項の 承認に関する文 件	手当 任給調整 書	（略）	（略）	（略）	（略）
		初任給調整手当の 支給期間及び月額 に係る承認の文書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		文書 当該承認の申請の 年 日以後五	係る特定 れる日に	力が失わ れる日に	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(人事院規則九一五の一部改正)

第五条 人事院規則九一五（給与簿）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改 正 後	改 正 前
（職員別給与簿）	（職員別給与簿）
第五条 （略）	第五条 （略）
第六条 職員別給与簿には、各給与期間につき (期末手当その他の給与期間ごとに支給される 給与以外の給与にあつては、その支給の都度。 第十二条において同じ。) 次に掲げる事項を給 与事務担当者が記録するものとする。	第六条 職員別給与簿には、各給与期間につき (期末手当その他の給与期間ごとに支給される 給与以外の給与にあつては、その支給の都度。 第十二条において同じ。) 次に掲げる事項を給 与事務担当者が記録するものとする。
一 奉給、俸給の特別調整額、本府省業務調整	一 奉給、俸給の特別調整額、本府省業務調整

手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当その他の給与の支給額

手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当その他の給与の支給額

一一三

(人事院規則九一七の一部改正)

第六条 人事院規則九一七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、 研究員調整手当及び特地勤務手当の支給）</p> <p>第七条の二 初任給調整手当（第一種初任給調整 手当及び第二種初任給調整手当をいう。第十三 条において同じ。）、地域手当、広域異動手 当、研究員調整手当及び特地勤務手当（給 与法第十四条の規定による手当を含む。）は、 俸給の支給方法に準じて支給する。</p>	<p>（初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、 研究員調整手当及び特地勤務手当の支給）</p> <p>第七条の二 初任給調整手当、地域手当、広域異 動手当、研究員調整手当及び特地勤務手当（給 与法第十四条の規定による手当を含む。）は、 俸給の支給方法に準じて支給する。</p>

（人事院規則九一一二二の一部改正）

第七条 人事院規則九一一二二（専門スタッフ職調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与法第十条の六第一項の人事院規則で定める業務）</p> <p>第二条 給与法第十条の六第一項の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務その他の業務（人事院が定めるものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（端数計算）</p>	<p>（給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める業務）</p> <p>第二条 給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務その他の業務（人事院が定めるものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（端数計算）</p>
<p>第三条 給与法第十条の六第二項の規定による専門スタッフ職調整手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつ</p>	<p>第三条 給与法第十条の五第二項の規定による専門スタッフ職調整手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつ</p>

て当該専門スタッフ職調整手当の月額とする。

て当該専門スタッフ職調整手当の月額とする。